

2022年12月1日

お客さま 各位

備前日生信用金庫

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 を踏まえた対応について

平素より備前日生信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、金融庁が策定・公表しております「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定を改正しますので、お知らせいたします。

規定改定後は、マネー・ローンダリング等のリスクに応じた取引の一部制限の措置に柔軟に対応するために、新規取引開始時にお客さまの情報や具体的な取引の内容等をご確認させていただきます。

既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況に応じ、お取引の目的やお客さまの情報を、再度ご確認ください場合があります。確認の際は、提出期限を定めて各種確認や資料のご提出をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料のご提出についてご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただきます場合やお取引を制限させていただきます場合があります。

### 1. 改正する預金規定

普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

### 2. 改正年月日

2023年1月1日（日）

※ただし、下記（3）の第15条（解約等）(7)については、2023年2月1日からの取扱いとします。

### 3. 主な改正内容（例：普通預金規定）

以下の条項を追加します。普通預金規定以外の規定についても、同様の改正を行います。

改正後	改正前
<b>14.（取引等の制限）</b> (1) （略） <u>(2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当金庫へ届け出て</u>	<b>14.（取引等の制限）</b> (1) （略） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>

ください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4) 第1項および第3項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 第1項から第4項までに定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 15. (解約等)

(1)～(3) (省略)

(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① (省略)

② (省略)

③ 法令で定める本人確認等における確認事項または第14条第1項もしくは第3項にもとづき預金者が回答または届け出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合

④ (省略)

⑤ (省略)

⑥ 第14条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合

⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 15. (解約等)

(1) (省略)

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① (省略)

② (省略)

(追加)

③ (省略)

④ (省略)

(追加)

(追加)

<p style="text-align: center;"><u>場合</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p><u>(7) この預金について、口座開設後1か月を越えて入金が無い場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期限内に取引継続の申出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。</u></p> <p>(8) <u>前4項</u>により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>以下、省略</p>	<p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) <u>前3項</u>により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>以下、省略</p>
--	--

(下線部が改正箇所)

※改正後の規定は改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

以 上